

令和7年度 山形市道路まちなみサポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む活動実施団体（以下「活動団体」という。）に対して支援を行う山形市道路まちなみサポーター事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定め、もって市民の自発的な活動による安全で快適な道路環境の整備を図ることを目的とする。

(事業の対象となる道路)

第2条 事業の対象となる道路は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、市が管理する道路及び市長が事業の対象として必要と認める箇所（以下「市道等」という。）とする。

(活動団体)

第3条 活動団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 町内会等の地域団体
- (2) その他市長が市道等の維持管理活動（以下「維持管理活動」という。）を行うものとして適当と認める団体

(維持管理活動の内容)

第4条 活動団体が行う維持管理活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市道等の清掃作業
- (2) 側溝及び集水ますの清掃作業（町内会で行う一斉清掃を除く。）
- (3) 市道等の路肩等の除草及び草刈り
- (4) 花壇、植樹ます等への植栽
- (5) 街路樹のせん定
- (6) その他市長が適当と認めるもの

2 市長は、活動団体が維持管理活動を行う場合において、複数の活動団体が同一の市道等を当該維持管理活動の対象としないよう、維持管理活動を行う箇所を調整するものとする。ただし、町内会等の地域団体の担当する区域が市道等で区分される場合は、この限りでない。

(活動団体の登録)

第5条 活動団体として維持管理活動を行おうとする団体は、山形市道路まちなみサポー

ター事業登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出し、市の登録を受けるものとする。

2 前項の申請書には、維持管理活動を行う場所の位置図又は見取図を添付するものとする。

3 第1項の登録の有効期限は、当該登録を受けた日の属する年度の末日までとする。

（登録の除外）

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請を行った団体が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の登録を行わない。

(1) 活動団体において維持管理活動を行う者（以下「維持管理活動者」という。）が暴力団員（山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

(2) 暴力団（山形市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

(3) 維持管理活動者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

(4) 維持管理活動者が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

(5) 維持管理活動者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

（傷害保険の加入）

第7条 第5条第1項の登録を受けた活動団体（以下「登録団体」という。）は、維持管理活動を行うに当たっては、傷害保険に加入するなど安全に十分注意して行うものとする。

この場合において、維持管理活動中に発生した事故等について、市は、一切関与しないものとする。

（管理協定の締結）

第8条 市長は、登録団体が第4条第1項第4号又は第6号の維持管理活動を行う場合には、必要に応じ、当該登録団体と管理協定を締結するものとする。

（活動報告）

第9条 登録団体は、年度内の1月20日又は維持管理活動の完了後20日を経過する日

のいずれか早い日までに、作業実施報告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 作業を実施した市道等の位置図又は見取図
- (2) 市道等の写真（維持管理活動前、維持管理活動中及び維持管理活動後の状況が分かるもの）
- (3) 振込口座調書（別記様式第3号）
- (4) その他維持管理活動の報告として必要と市長が認める書類
（市の支援）

第10条 市長は、登録団体が行う維持管理活動に必要な支援として、別に定めるところにより、活動延長、活動回数等により算出した謝礼金を予算の範囲内で支払うものとする。ただし、活動延長が100メートル未満であり、かつ、維持管理活動の回数が1回以下の場合、この限りでない。

（謝礼金の支払の決定及び通知）

第11条 市長は、第9条の規定による活動報告があったときは、その内容を確認し、謝礼金の支払を決定したときは、速やかに謝礼金の支払決定通知書（別記様式第4号）により登録団体に通知するとともに、謝礼金を支払うものとする。

（謝礼金の支払決定の取消し）

第12条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、謝礼金の支払の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により謝礼金の支払を受けたとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（活動団体の表彰）

第13条 市長は、10年以上維持管理活動を行った活動団体で、安全で快適な道路環境の整備に尽力し、顕著な功績をあげたと市長が認める団体に対し、10年ごとに表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、功労表彰とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日から第5条第1項の登録を受けた日の前日までに登録団体が行った維持管理活動は、登録団体として行った活動とみなす。